

佐々木幸見
吉川健五郎

編集

修 刪

出雲問答

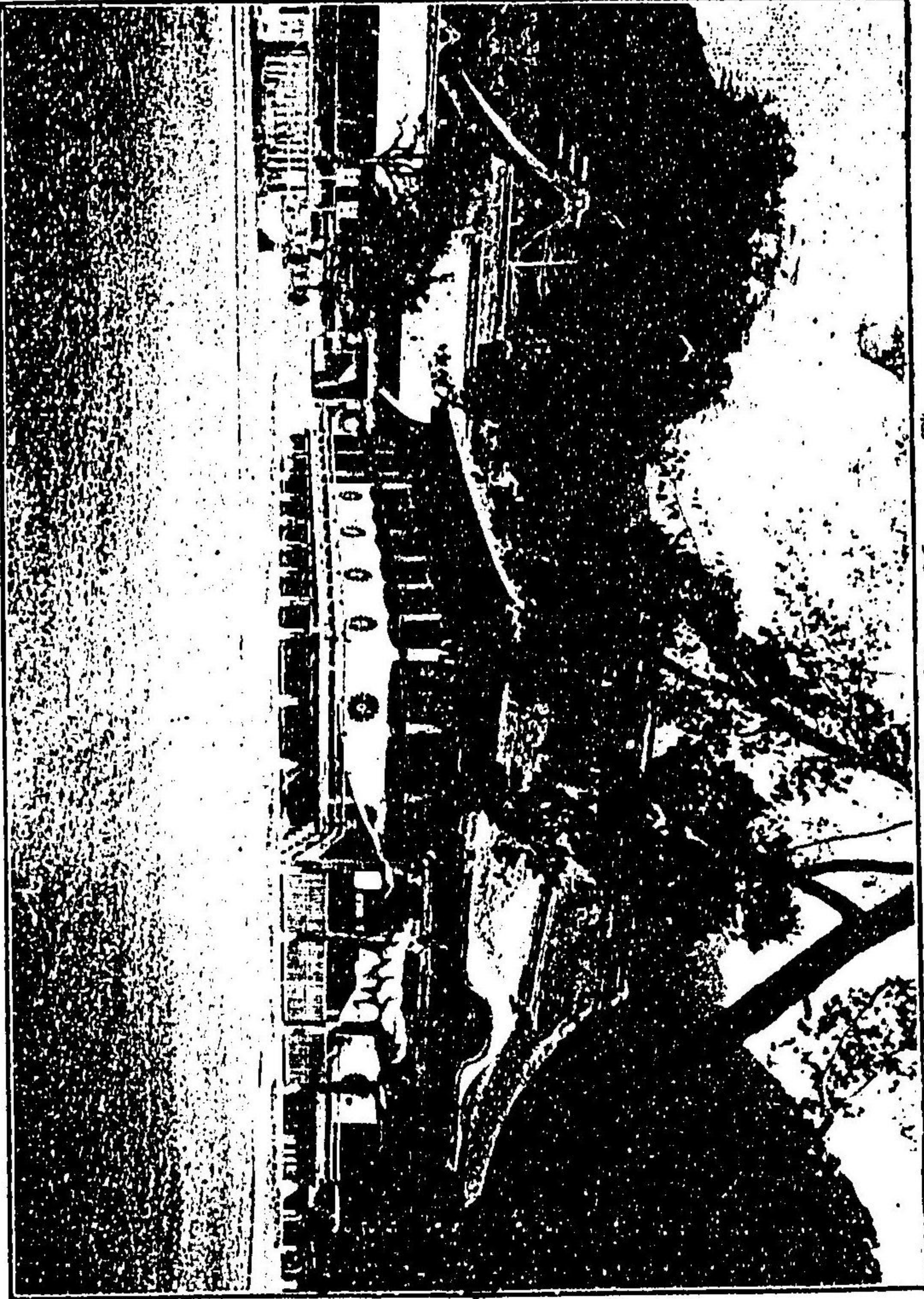
全

千家藏

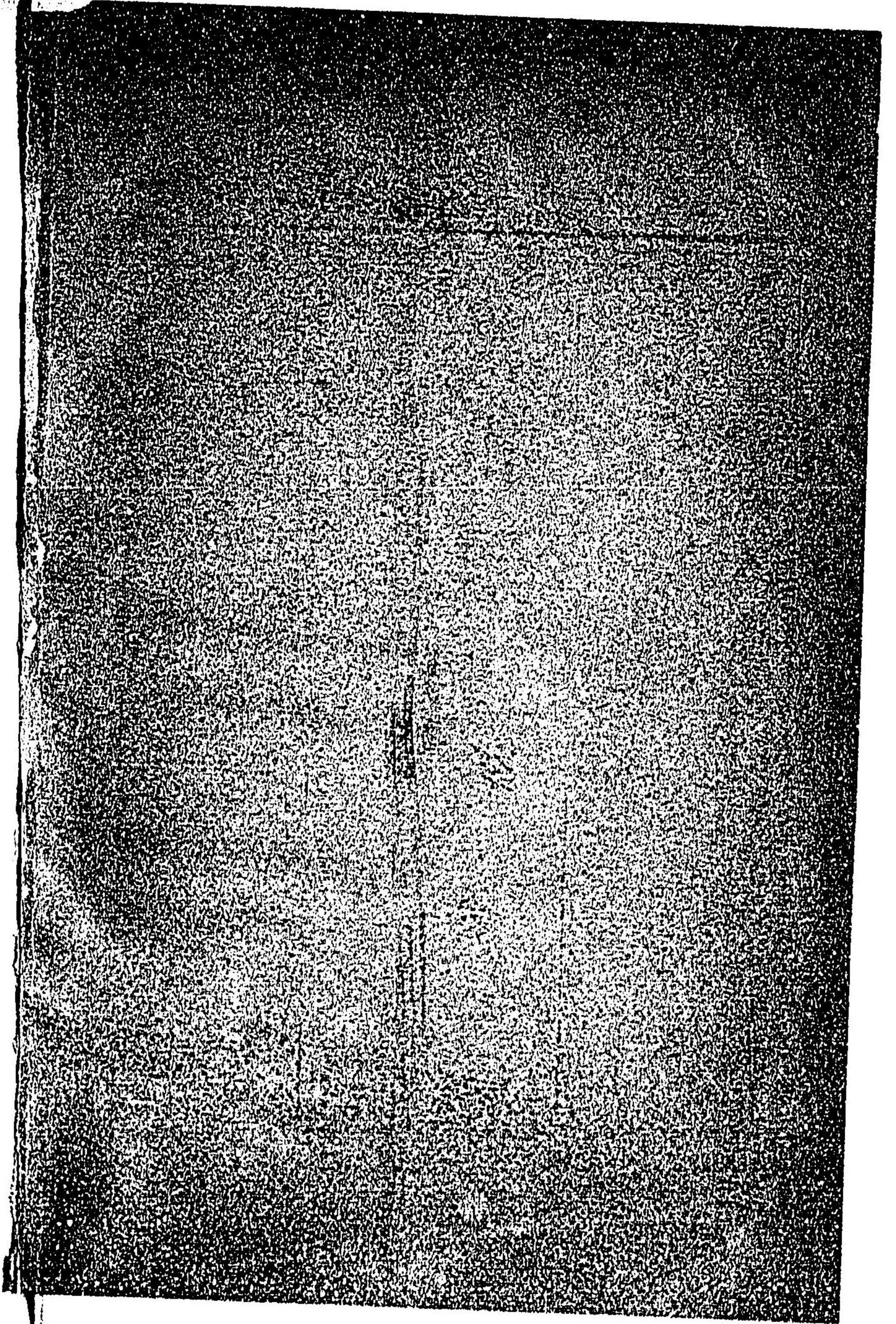
258

901

特51
334



出 雲 大 社



辛苦經營大地球。又爲億兆創醫藥禁厭之法。儼然
正大國主之名。而及有天神之命也。讓此國於皇孫。
無一毫靳惜之心。身則爲幽界大主宰。何其愛民之
深。而秉心之公也。是我大神之所以爲大神也。抑
也。此身之所安居。何神之所經營。死也。靈魂之所歸
往。何神之所主宰。而病焉。則服藥。或行禁厭之法。以
癒其病者。亦果何神之所創始歟。吁。生前死後。蒙大
神之鴻恩如此。而茫焉不復知其所由而可哉。是此
書之所以不可已也歟。

正四位 千家尊紀

出雲問答

佐々木幸見

吉川賢太郎

筆録

問 出雲大社といふは古来より社號なりや又外にも稱號ありや

答 新古を以ていへば宮號は古く社號は後あり其宮號は天日隅宮天日栖宮出雲大神宮

殿神宮柁築宮等にて社號は柁築大社出雲大社ともいふ

冊祭神は大國主神と承はるが相違なきにや

答 いかにも祭神は大國主大神にて此大神は天下を經營し又幽冥の主宰とす故に

御功德廣大にて御名も數多ある事なり

問 數多の御名とは如何に一々教へたまへ

答 古事記には五の御名傳はり神代紀には七の御名見る猶古語拾遺出雲國造神賀大倭

神社注進狀其他の書にも數多の御名の傳はれるありさて其御名は大國主大神といふ

を始大己貴神頭國魂神大國魂神大物主神奇瓊瓊杵魂神八千矛神大地主神並

原色許男神三穂津彦神伊和大神廣子矛神兵主神と稱へ奉れりまた所造天下大神
とも國作之大神とも幽冥事知看大神とも稱へまをまなり

問御名の謂と御神徳とを概略にても承りたま

答御名は御神徳に因て負はせるものにて御名の謂をいふには必御神徳をいはねばあ
らぬ事あり何とされは御名に然負はまへき實ありて負はせるにて人の名に實あくて
譽稱へたるとは異なるものされは神の御名は唯其御功徳を譽めていふと思ふは誤あ
り尋問の事は次々に答ふべければ前述の事を先心得おきて聞くべし

問大國主神とは如何

答大國主とは大國の主神といふ義にて大國とは廣く全地球を指ていへども國は人民
の住所されは唯土地をいふとは異にて土地のみにして人民の未だ住居せざれば國と
はいはざるあり故に大國主大神は天下を經營し人生要需の事物を蕃殖して人民をし
て其業に安むじ其所を得さしめ給て治め給ふ御職掌の名なれば天下の主といふ御意
なり此御名は須佐之男尊の汝大國主神とあり又顯國魂神とされと仰せられし御教

命に違はず天下を經營して大功を立給へる故に御名には負はせるにて天神の勅
にも少彦名命と兄弟とありて此國を造り堅むべしと仰せられたれば天下を經營し
て其主神とあり給ふは天神と須佐之男尊との御言にて定まれるあり従前一國の領主
を國主と申したるも一國を所有して支配する上より云にて大神は廣く全地球の惣支
配を遊ばしたるによりて大國主大神といふ事を知るべし

問大己貴神とは如何

答大己貴の大は大國主の大と同じく廣く大なるをいふ名にて唯御徳を譽めていふに
はあらざり己貴は名持とも習き又奈牟遲ともありて名は此地をさしていふ稱にて持は
其地を所持する由の意なり地を名といふは産土神のウヅスナといふナも土地の義に
て従前庄屋を名主といひしも其土地を支配するより起れるあり大名小名といふも土
地を所持する大小によりていふ名なり地震をナ非といふナも地の事なり非は震の義
なり然れば大己貴とは天下を經營し田圃を開墾去農事を興し其土地を所有し給へる
御徳を稱へ奉れるにて唯御功業の廣大にて御名の廣く聞わたるを名譽としていふに

はあらざるを知るべしされば古人の天照大御神を大日靈貴といひ大神を大己貴といふより之を天地の二貴と稱したるは實に然る事あり

問八千矛神とは如何

答武威の勝れ給へるより負はせる御名にて八千矛とは多くの矛を持給へる義あり其時平國の時杖とし給へる廣矛を授けまして吾は此矛を以て治功あれば皇孫御尊に此矛をもちて國を治め給はば必平安ならむと仰せられし事あれば廣矛魂神また兵主神といふ御名は是に因て負せるなるべしさて武威の勝れ給ひしは大神の御言に此國は本より甚く荒びて磐根草木まで威強暴たり去を吾已に摧伏せて順はぬものありとあるにて全地球の隅々まで御威勢の及べる事は知られ其上に國讓の時に天神の御使に對給し御言に吾もし防ぎまは國內の諸神は悉く我と共に防ぐべきを今吾天神の勅に應じて天下を奉る上は誰か又順はざる者あらむと仰せられしが果して

國神の遠ふ者をかかりしは總て國神の助神は大神の御心次第ありし事を辨ふべし

問顯國魂神とは如何

答此の御名は大國主神といふと同一く須佐之男尊の御致命の如く御功業を立給ひて然る神とあり給へる故に御名として稱へまをまを其は大國主とは天下を經營して主たる神となり給ふ義にて顯國魂とは顯國は則ち地球の事にて其地球の御靈神となりて天下に恩頼を蒙らしめ給ふ神といふ意あれば大國の主とまを時の又の御名にはあらで幽冥に入を給へる後の御名あり然れば天下の主神として世々も人も治め撫給ふ事は放れませれども幽冥の主宰として天下を守護給はるは吾は百足らせ八十限手に際りて侍ひあむと詔給ひ又幽冥事を治めむと仰せられたるにて明らなり是顯國魂神といふ事の上しあり

問大物主神の如何

答大物主の大は廣くいふ名物は萬に亘りていふ名にて物主とは神を始め人の靈魂其他靈ある物の幽冥に屬たる限は悉く掌り給ふ由の義にて此地にあらゆる物質の主

幸にままだ意あり即神名帳に播磨國粟郡大倭物代主神社ともあり又物主といふは武威の勝れさせ給ひて國神を統率給へるに由あるは武人をモノト云といふは常に武士の長立たる人を物頭といひ弓鎗の類を物具といふ事あり饒速日命の裔を物部といふも衆多の軍人を率ゐて仕奉れるによる事なれば日本紀纂疏より八十萬神悉統屬於大物主之神也といへるか如く八十萬神の首渠とあり給へるにて物主は神之大人といふか如し倍此御名は天神の幽冥の主宰と定め給し時に賜へりと覺なき由は天神の勅の如く天下を譲り避けて天に昇り給ひし時天神の仰言に八十萬神を領ゐて永く皇孫の爲に誰と奉れと詔給ひしは八十萬神の長として幽冥に主宰たる山されバ此時に賜へるあるべし

問奇魂神とは如何

答倭魂の櫛は奇異なる神徳を稱へていふ名魂の魂は御食の義にて衣食住とある諸物を蕃殖せしめ給ひて靈徳を幸へ給ふ由あり大神は天下を經營り給ふ大功徳ましますば萬物に靈徳を幸へ給ふは勿論されども此は衣食住に幸へ給るをも

て稱へ奉れるあるべし又或説に奇に神語の幸魂奇魂守給幸給といふ奇魂のタシといふに同多し數多の物を連合せて一に名を義にて申の字の如く貫き合せる意なり契は殿に同トク大あるをいひて幽冥の主宰として神人の諸靈を一に總掌り給ふ由の御名なりともいへり

問大國魂神は如何

答國魂神は國々にありて其國の魂神として守護し給へるを其を一に合せて主宰し給ふ上より稱へ奉りて惣轄の意を以て大の字を加へて大國魂神といへるなり其は大倭神社は進狀に倭大國魂大神は天下を經營し大造の績を立給ひて大倭豐秋津國に在りて國家を守りて生ぜるに因て號けて倭大國魂神亦大地主神といふとあるを思ひ合せし抑此大國魂大神は天照大御神と共に天皇の御殿内に祭られ給ひしを崇神天皇六年に神威を畏みまして天照大御神は大和國十市郡笠縫邑に大國魂大神は同國山邊郡市磯邑に祭らるめ給ひて天照大御神は垂仁天皇御世二十五年に伊勢國度會郡五十鈴宮に遷り鎮り生ぜるを大國魂太神は其所を助さるるに今に鎮坐な

此社を大和神社といふ市磯邑は後に新泉村といふさて大國魂大神の天照大御
神と共に御殿内に祭られ給ひしは孝昭天皇御世元年七月に天皇の御夢に一人現は
れまして自ら大己貴神と稱して曰はく我和魂は神代より三諸山に鎮りて神器の昌建
を助くる事にて荒魂は御殿内に在りて寶基の衛護となれとと教へ給ひしによる由大
倭神社注進狀に見へたるは神代に大國魂大神の御事を皇御孫尊に遷奉す幽事
を知食し。時に其荒魂と申す大國魂神近き護となりて天照大御神と共に御殿内に祭
られ給ひしは甚も重く敬ひ給ふ極にて然あるべき事ありさるは天照大御神は天皇
の御系統の御祖先にて大國魂大神は天下を經綸し給ふ御職掌の御祖業の神に當らせ
給へばなり

問大地主神は如何

答垂仁天皇御世二十六年に倭大國魂神の秘積臣遠祖大水口宿禰に神懸して誨
給はく太初の時期りけらく天照大神は悉に天原を治めまし皇御孫尊は専ら葦原の
中國の八十魂神を治めまし我は親から大地官を治めむとあるは國避の後天上にて

期り給へる事を取出て此に誨へ給へるあり然れば大地官とある大は天下にわらゆ
る地官をすべていふ名にて地官とは地主といふに等しくて大地の官を治め給ふによ
りて負はせる御名なりさて大江匡郷記に加茂大神者日本地主神也とあるも山城國愛
宕郡下加茂村の加茂御祖神社に鎮座す大己貴大神の事にて筑後國神名帳に山
門郡天下地主といふ名が見わたるは大神の天下に地主たる神をすすまして治め
ませるが故あるべし然れば神代紀口決に國神猶言地主也といへるが如く國々所
々に鎮座して守護し給ふ國魂神産土神は則其地の主たる神にて此大地にあらゆ
る神は悉く大神の統屬されは天下惣産土社と仰ぐべきは出雲大社にて天下地主神
と敬ふべきは大神なる事を知るへし然るは大神の和魂荒魂と分れて鎮座を社は多
くあれども總本社は本つ靈の鎮ります出雲大社なる事論ふを俟たざればありさる故
に幽政の大本を執扱ひ給ふ神廷は出雲大社にて諸國の廟等の参り集ひ給ふは其致命
を請ひ給ふ爲るを思ふべし

問葦原色許男爵とは如何

葦原色許男爵とは如何

答葦原とは大地といふ名にて其譯は大神の小彦名命と共に天下を作りまし、時に浮漂へる國土の締るべき科に葦菅薦等を殖生まして作り堅め給しによりて葦原國といふよし大三輪神肚鎮座次第記に見たり色許男とは色許は勇猛あるを美めていふ名にて後世に言に勇猛の人を鬼神の如しといふに同志さればかく御名に負はせるは天神の此葦原國にて勇猛神に坐すを敬慕し給ひて負はせる御名なるべし

問三穗津彦神は如何

答神名式に見わたる駿河國 葦原郡三穗神社に鎮座すよしは同國風土記に所祭大已貴命又號御穗津彦御穗津比咩命也とあるにて明らかなりさて天神の勅のまゝに天下を遊まして天に登り給ひて賦歎の至り陳し給ふ時に高皇產靈神大神にのり給わく汝も去國神を妻とせば賦歎の心あらむと思ふとて其御女を妻となし給ひしを三穗津此賢とまをし又御子の御名に三穗須々美命といふも皆大神を三穗津彦と稱へまをすに因て御妻も御子も其名に負はせるなるべし

問伊和大神は如何

答播磨風土記に見わたる御名にて其國の宍粟郡には伊和村といふもありて同風土記に宍粟郡伊和村は本名神酒といへて大神酒を此所に醸み給ひし故に御酒村といふ又於和村の大神國作り訖へ給ふ以後於和村ともいふ我美岐といふに等々と見わた伊和は酒を醸給ひしよりいふ名にて美和と伊和とは通音にて同志く御酒の義をさされ伊和は大和國城上郡大和物主神社を三輪といふに同じく和とは鍋釜の惣名にて出雲國造神賀詞は耶和といふ事も見わた三輪神社は御同神にましまして三輪は御耶の義にて神酒を入る器あるがやがて物の名にも通はしいふ例ありさて此三輪神社は大國主大神の和魂を天皇の近き護と鎮め給へる社なれば古大和國に皇居を敷坐りし御代には殊に崇め奉らして唯大神とのと申せば即て此大神の御事ありしより遂に其大神といふ文字を大三輪といふに用ゐる事とあてて大神の二字をオホミツと訓む事を以ても此大神の尊むべきを知るべし

問所造天下大神亦國作坐大神といふは天下を経營給へる御功徳より稱へまをを御名あるべく幽冥事知看大神とは幽冥の主宰として大地官となり給へる御徳を稱

答 葦原とは大地といふ名にて其譯は大神の小彦名命と共に天下を作りましし時に
浮漂へる國土の締るべき科に葦原等を生殖せしめて作り堅め給しによりて葦原國と
いふよし大三輪神社鎮座次第記に見たり色許男とは色許は勇猛なるを美めていふ
名にて後世に言に勇猛の人を鬼神の如しといふに同ざるればかく御名に負はせるは
天神の此葦原國にて勇猛神に坐すを賞擧し給ひて負はせる御名なるべし
問 三穗津彦神は如何

答 神名式に見たる駿河國 葦原郡三穗神社に鎮座せよしは同國風土記に所祭大
己貴命又號御穗津彦御穗津比咩命也とあるにて明らかなりさて天神の勅のまゝに
天下を遊まして天に登り給ひて誠欸の至り陳し給ふ時に高皇產靈神大神にのり給
く汝も去國神を妻とせば誠欸の心あらむと思ふとて其御女を妻となし給ひしを三
穗津此賣とよをし又御子の御名に三穗須々美命といふを皆大神を三穗津彦と稱へ
まをすに因て御妻も御子も其名に負はせるなるべし
問 伊和大神は如何

答 播磨風土記に見たる御名にて其國の宍粟郡には伊和村といふもありて同風土記
に宍粟郡伊和村は本名神酒といへて大神酒を此所に醸み給ひし故に御酒村といふ又
於和村の大神國作り訖へ給ふ以後於和村ともいふ我美岐といふに等と見えて伊和
は酒を醸給ひしよりいふ名にて美和と伊和とは通音にて同と御酒の義をさされバ
伊和は大和國城上郡大和物主神社を三輪といふに同しく和とは鍋釜の惣名
にて出雲國造神賀詞は冠和といふ事も見えて三輪神社は御同神にましまして三輪
は御蹠の義にて神酒を入るゝ器あるがやがて物の名にも通はしいふ例ありさて此三
輪神社は大國主大神の和魂を天皇の近き護と鎮め給へる社されは古大和國に皇
居を敷坐りし御代には殊に崇め奉らして唯大神とのと申せば即て此大神の御事あり
しより遂に其大神といふ文字を大三輪といふに用ゐる事とあてて大神の二字をオホ
ミワと訓む事を以ても此大神の尊むべきを知るべし

問 所造天下大神亦國作坐大神といふは天下を経營給へる御功德より稱へまを
御名あるべく幽冥事知看大神とは幽冥の主宰として大地官となり給へる御徳を稱

いひる御名と開ゆるを願はくは幽冥の事を御教示に預りたし
答幽冥の主宰とあり給へる由緒は前條に略いへるが如くされど猶委しくは幽冥
事を知しめずとは國神は更なる天神も此國土に祭れる又世にあらゆる人の靈魂を總
治め給ひて人力の及ばぬ限の事は悉く取持まして天下に恩頼を蒙らしめ給ふ事
をいへるにて八十限手に隠りて侍ひなむと詔ましし御言をうかいひ奉るに八十限手
といふ八十は廣くいふ意にて限手は限道に同じく限なく顯はあらぬ界をさして
ふ幽冥をカクリヨと訓む如く隠れて見ぬ所あれば八十限手はやがて幽冥なるを知
るべし侍らひなむといふ侍らひは目をつけて物を熟々とみるをマモルといふに同じ
くさもらひのさは眞の意にて缺なく足整ひたるをいふよしなれば侍らひなむといふ
にて何事にせられ御心をつけまして至らぬ限なく残る方なく顯世を伺がひ守り給ふ義
あり御事を知らむと仰せられしも又この義にて耳目の視聽する事あらざる神界の事
取持て世をも人も守り幸へ給ふよしあり然るに顯世の事とり給ひし間は天下の主
として國土を開墾修理して人民を消息あさしめ給ふ事に御力を盡し給ひ衣食住を

始人生需婆の事物を國土に備へおきて人民に便利を得さしめ給ひ又疾病を療治せし
めんとて醫藥の術を教給ひ災障を攘はしめんとて神呪の法を傳へ給ひしは千に萬に
人民の幸福を厚からしめ給ふ御意の外なきを天神の勅もちて幽冥の主宰を詔
分け給ふに因て多年御心力を盡して經營し治め給へる國土をも毫も愛惜の念なく速
に諾ひまして皇御孫尊に譲り給ひしは其御心の潔白なる事いふも愚にて如此顯世の
事は譲り給へても已命の治め給ひし時の如く國穩に人安らかならむ事を慮りま
して平國の廣きを授け給ひし事あるは唯其武器を傳へ給へるのそあらず顯政の爲す
べき事の状をも教へ傳へ給へしあるべし加之幽冥に隠りましては天皇の近き議と
して恩頼を幸へ給ふまご熱々に思ひ奉れば我人をして其所を得さしめ給ふ御心に
あらざるはあくましまして幽事の主宰として靈魂を永遠に治め給ひて善を褒め惡を憐み
て高き神位にも列する事を得さしめ給ひ歡樂を無窮に受けしめ給ひて生前に深
く心を留めし事物又子孫の上には靈魂を施す事さへに得さしめ給ふは實に仁愛無限
の御心より出る者にして我人の生きて衣食住に安むるは天下經營の恩徳によ

るべし死して靈魂の歡樂を受くるも幽冥主宰の仁愛に關る事あれば生前死
後共に其恩頼を謝し信賴すべきは所造天下大神あり幽冥主宰の大神なりと心
得て只管に大神を敬ひまつるべきなり然かるに靈魂の事は世中以來の習慣に目眩み
心惑ひて神の守護は唯生前にのみある如く心得て死後の靈魂を治め給ふ神恩を知
らざる輩も少からぬは是やがて限りなき御徳を受くべき身にありながら我と我方
より幽冥の歡樂を捨つるものなりこの故に神を敬ふは必靈魂の永遠に御徳を受
くる事を信じて生前死後共に頼み奉るべく且己の心を直くし行を正しくして神
の照覺に愧ぢざる人とあらざるべからず殊に神は一視同仁の大徳ましまして我人の
別なく皆愛子の如く守り幸へ給ふ事あれば其御心に背き奉らぬ様に人を愛する事
己を愛するが如くして獨己を利する事をのみ考へて人と共に 幸を厚くせむと勤
むべきを然れば人の困厄するは顧みず己の榮をのみ専らとせるは神慮に悖ると知
るべく人の見聞せざる所なりとて惡事をなし耳目の及ばぬ所なりとて心中に惡念を
生ずるは神の照覺を忘れたると思ふべく生前の事にのち神力を仰ぐは永遠なる神

恩を自分より限ると心得べく是等の迷なく生死不疑信賴せるは眞に能く神に仕ふる
道を知る者といふべし諸靈魂は皆大神の御治めに預る事故に大社境内銅島居の外
ある松原の西側に靈社を建て氏子教會講社を始め志願の人の祖靈合祭を許す事に
て其節は先本宮にて靈魂の過犯を、罪穢あらば赦清めて分派相應に御位に列ね
給はん事を祈念の式ありて次に合祭するあり

問御神徳は御教示にて明らかに知られたるが如何にも御示しの通り敬神するには第
一に神慮に背く事の無き様に吾身を戒め慎まねばならず永遠に靈魂の神徳に浴せる
趣を確固に心得て生死共に信賴せねばならぬ道理の明らかにありたれば是からは
本社御建築の事を承はりたく思ふあり初めて建築ありしは神代と承はれども 詳を
る事をしらねば御教示を願ふ

答御建築の初は神代にて其時は前條に申したる天下を皇御孫尊に譲り給ひて神事の
主宰となり給へる時なり其次第は須佐之男尊の大國主神となり又顯國魂神となりて
吾女須理勢毘賣命を嫡妻として宇迦山の山本の底つ岩根に宮柱太知り高天原に冰椽

高知りて居れど詔給ひしが此地に鎮座の起元にて御教命の如く天下を經營りまして大國の主となり給ひて此所に大宮を造りておはせしを天神の勅のまゝに天下を譲り給ひ厭國の御靈神として幽事主宰し給ふ事となりても猶從前の所に鎮座すべきは須佐之男尊の厭國魂神とありて云云といふ御教命に含みたる事なるが今回は天神の勅もちて諸神に負せて御建築かしの給ふに板は廣く厚く柱は高く太く千尋拵細をもて結堅めて廣大なる宮殿を造り給ひ高橋浮橋天鳥船などいふ物を始千萬の品をも作り備へ神田をも寄せ給ひて御心に適へる天穂日命を祭主と定め給へば大神も其懇懃あるを甚く喜びまして鎮座し給へるなり是建築の起元の概略にて此地を梓築と名づくるも諸神の集めて大宮を梓築し給ひしによる事なり此時は宮制は世に三十二丈といひ傳ふるがやがて諸神の造り給ひしあるべし其後宮制の變れるとみへて垂仁天皇の御時に大神の御誨ありて吾宮を天皇の宮制の如く造るべしとありし故に菟上王をして神宮を造らしむといふ事の古事記にみわたるは皇居の如く造り給ひえあるべし鐵輪の造營といふは其指圖傳はれるが此は多數の木を結び合せて鐵輪

もて堅めて柱を建られしより然いふ名さへ起りて十六丈の宮造といふはこの時の事あるべし齋明天皇御世五年に嚴神宮を作るとあるは社記に此御代に正殿式を定められしより其法に因るを正殿式といひ其宮制に不満を假殿式といふと見わたる時の事にて高八丈潤六間四方ある今の社殿は此御代の定制なる正殿式なり然れば今の社殿は上古に比すれば小さくありぬれども造營の度毎に諸神の行事し給ふ事は天仁三年七月四日梓築浦に大木百本不意に寄來たりし時因幡國の宇倍神社の託宣に見わたりさて其寄木をもて永久三年の御造營は爲られたるに因て是を寄木の造營といひ傳へたり世は移り變はれども如斯神威は赫耀たる事にて康治二年三月十九日に左辨官より出雲國下されたる宣旨に彼社者天下無雙之大夏國中第一之靈神也とあるが如し前述の趣にて建築の起元をた神代已來宮制の沿革の一端を知るべく悉しくは造營沿革圖辨を見て明らむべし

問寄木の御造營の次第を詳に承りたし

答數多の大木の寄來しは天仁三年七月四日に其木もて造られしより寄木の御造營

といひるが此時因幡國宇倍社にます神の託宣ありし事あり序に御話及ぶべし其は
同時ニ因幡國上宮の邊に長十五丈口壹丈五尺の大木登本寄來しを在地の人は疑
をさしあがら是を伐取らむとするに大蛇件の木を纏ひて居ける故に諸人恐きて退
きぬ然るに伐取らむと計し者どもは病苦に惱さるゝこと頻ありければ種々と祈をさ
しけるに御示現に云く出雲大社造營の度毎に諸國の神等行事となるを今度是我が行
事に當りて御材木を採進りの仍て件の木は我得分あり急ぎ我宮を造るべきと示し
給ひて神は昇り給へ上宮とは因幡國法美郡宮下村に鎮座の宇倍神社にて祭神
は建内宿禰あり是を以ても天神の諸神に命きて建しめ給へる神代に變らず今も猶
造營の時には諸神の仕奉らして幽冥より其事を助け給ふ山の知らるゝは主宰の大
神の宮殿されば然あるべき事とさて建内宿禰は人皇十二代景行天皇より六代の天
皇に仕奉られたるが如此大社の御造營の行事につかへられたり是を以て今世の人
にして神とありては幽冥主宰の大神に奉仕すべき理は著明ある事あり
問境内建宇の名は如何

答本宮接近の垣を玉垣といへ第一の御門を樓門といふ其内にある東西の建宇を神饌
所といひ玉垣の外東の二社は大神太后神社神魂伊能智比賣神社あり西あるは
神魂御子神社あり東西に對立つは門神社あり第二の御門を八足御門といふ第
二の垣を瑞垣といふ八足御門内東に觀祭樓あり西に廻廊あり瑞垣外の正面に拜殿
あり拜殿の前東西に對立せる東を會所といふ西を廳舎といふ今社務所とされり
此廳舎の前北に御饌井あり後の方に鐵火殿あり其南に御廩あり觀祭樓の下に水舎あ
り瑞垣の東西に長き社二字あるは十九社あり東の十九社の北あるは釜社なり
西の十九社の北なる二字は氏社あり氏社の北にあるは寶庫なり夫より北の建宇は文
庫あり後の山は八雲山といひて麓にある社は素戔社あり第三の垣を荒垣といふ入口
の七箇所ある故に七口御門といふ銅鳥居は毛利家の寄附にて寛文六年防長兩國の
國守たりし毛利綱廣の建立あり是より以前天正二十年綱廣の祖父輝元の寄附せられ
し銅鳥居は西方の南なる七口御門内にありしが寛延二年九月二日夜倒れつるを弘化
三年國守松平氏の計らひにて大砲二門を鑄造せられ五百目筒を稜威鏡といひ三百目

といひるが此時因幡國宇倍社にます神の託宣ありし事あり序に御話及ぶべし其は
同時因幡國上宮の邊に長十五丈口壹丈五尺の大木豈本寄來しを在地の人は疑
をもしながら是を伐取らむとするに大蛇件の木を纏ひて居ける故に諸人恐きて退
き自然に伐取らむと計し者どもは病苦に惱まるゝこと頻ありければ種々を祈をさ
しけるに御示現に云く出雲大社造營の度毎に諸國の神等行事となるを今度是我が行
事に當りて御材木を採進りの仍て件の木は我得分あり急ぎ我宮を造るべと示し
給ひて神は昇り給へと上宮とは因幡國法美郡宮下村に鎮座の宇倍神社にて祭神
は建内宿禰あり是を以ても天神の諸神に命乞て建しめ給へる神代に變らす今も猶
造營の時には諸神の仕奉らして幽冥より其事を助け給ふ山の知らるゝは主宰の大
神の宮殿されば然あるべき事とて建内宿禰は人皇十二代景行天皇より六代の天
皇に仕奉られたるが如此大社の御造營の行事につかへられたり是を以ても今世の人
にしては神とありては幽冥主宰の大神に奉仕すべき理は著明なる事あり
問境内建宇の名は如何

答本宮接近の垣を玉垣といへ第一の御門を樓門といふ其内にある東西の建宇を神饌
所といひ玉垣の外東の二社は大神天后神社神魂伊能智比賣神社あり西あるは
神魂御子神社あり東西に對立つは門神社あり第二の御門を八足御門といふ第
二の垣を瑞垣といふ八足御門内東に觀祭樓あり西に廻廊あり瑞垣外の正面に拜殿
あり拜殿の前東西に對立せる東を會所といふ西を廳舎といふ今社務所とされり
此廳舎の前北に御饗井あり後の方に鐵火殿あり其南に御廐あり觀祭樓の下に水舎あ
り瑞垣の東西に長さ社二字あるは十九社あり東の十九社の北あるは笠社なり
西の十九社の北なる二字は氏社あり氏社の北にあるは寶庫なり夫より北の建宇は文
庫あり後の山は八雲山といひて麓にある社は素戔社あり第三の垣を荒垣といふ入口
の七箇所ある故に七口御門といふ銅鳥居は毛利家の寄附にて寛文六年防長兩國の
國守たりし毛利綱廣の建立あり是より以前天正二十年綱廣の祖父輝元の寄附せられ
し銅鳥居は西方の南ある七口御門内にありしが寛延二年九月二日夜倒れつるを弘化
三年國守松平氏の計らひにて大砲二門を鑄造せられ五百目筒を稜威鎧といひ三百目

荷を神風と號して今八足御門内に納めてあり荒垣外東に警監所あり西に靈社あり並
松の馬場の東の田中に杵那築森あり西の田中に千本松といふあり石橋の南の鳥居を
中の鳥居といふ欄干付の橋を殿橋といふ其南の鳥居を大鳥居といふ昔は松寄下村と
て壹里餘距離の所に廣大の鳥居ありし由にて今に其跡を鳥居田といひるの前年其所
より鳥居木の化石を掘出し、事あり猶往昔は飯石郡の三刀屋郷に大社の御神門のあ
りし由は出雲風土記にみえたり

問攝社は幾社ありや

答大神 大后 神社 神魂 伊能知比神 社 神魂 御子 神社 氏社 二宇素鷲社の六社
を境内攝社といふ神魂 伊能知比神 社 大穴持伊那西波岐神社 阿須伎神社 因佐
神社 大穴持御子玉江神社 社 大穴持御子神社 上宮山雲井社 湊社の九社を境外
攝社といふ惣て十五社あり

問末社は如何

答十九社 二宇釜社 の三社を境内末社といふ下宮大塚社 殿社の三社を境外末

社といふ惣て六社なり

問是より攝末社の祭神と御神徳をも聞かむ先大神 大后神社は如何

答御 向社ともいひて嫡妻須勢理毘賣命を祭る此神は須佐之男尊と御子にて須佐之
男尊の大神に教給へる御言に吾女須勢理毘賣命を嫡妻として宇迦山の山本に居れと
ありて天下經營にも大神を輔けまして大さ功績を立給ひしは云ふも更にて御威徳勝
れ給ひて古事記にも顕懸りて今に至るまで鎮座すとありて御夫婦の御陸びいと美は
しく御婦體具はり給ひしあり

問神魂 伊能知比賣神 社は如何

答天 前社ともいひて蚶貝比賣命給貝比賣命を祭る二神は大神のいまだ大御稜威を
顯らはし給はざりし以前に八十神の災に遇ひて御身を燒石に燒着かれて惱を給ひし
時天神の命もちて天降り來まして蚶貝比賣命はささげ焦く給貝比賣命は水を持って乳
母の乳汁を塗給ひしかば美しき男とあり給ひし由古事記にみへたれば其功徳を稱へ
て伊能知比賣神といふざるべし

問神璣御子神社は如何

答筑紫社ともいひて祭神は多岐理比賣命あり此神は天照大御神と須佐之男尊と御誓の間に成りませる女神三柱の第一に生れし神にて筑前國宗像神社にます神なりさる故に筑紫社といふ名に起れるなるべし此神は葦原の中國の宇佐島に天降まし今海北の道中にもまきて道主貴といふ由神代記にみへたるを大神の御妻として阿遲須伎高比古根神下照姬神を生え給へり

問素戔嗚尊は如何

答須佐之男尊の鎮座にて此神は伊邪那伊邪那美命の天下の主たる神を生えまむと御心を凝らして生み給へる御子の三柱にて御父の大神も珍御子とて殊に寵愛し給ひて天下の君と定めましを其職を治めよとて御母伊邪那美命のいまま根國に行かましく思はしむが故に御父の大神は御心よからまおもほしなから請のまに許し給ひて天にも昇らして御姉天照大御神に別を告げ給ふ時大神は惡心ありて昇り給ふをらむと疑ひて待間給ふ時に須佐之男尊は赤心の徴に男御子を生えまむとて御誓

ひの時に大御神の纏き給ふ玉を請得て男御子五柱をさし給ひ大御神は須佐之男尊の劍を以て女御子三柱をさし給へるによりて異心なき由を知られ給ひしを須佐之男尊はさればこそ我赤心ありしものと勝さびて傲り給ふ御心をこぞて種々の御荒びも有しを殿の徳に因て後に和み平らぎまして天の壁立限とて天地の極を見廻り給ひて其以前御父の大神の事依し給へる天下の君たる職を治め給ひて世をも利し人も益し給ふとして御子神等に命せて種々の事をなし給ひ大々大功績を立まして遂に大素志の如く根國に出ましを天下の事は大國主大神に讓給ひて經營をさしめ給へるあり

問氏社は如何

答今は二宇共に同き氏社といへども北方を若宮といひ南方を氏社といひしよし千家舊記にみわたりさて祭神は北に天穗日命南に宮向宿禰命を祭る若宮といふは本宮に對入ていふ名にて氏社といふは出雲氏の祖神を祭るによりていふあり然るに北の方を意宇足奴命といふは全く誤にて其由は千家舊記に云く當宮之末社若

宮氏社者祭天穗日命與三宮向宿禰本宮御神體者西向賜此兩社者東向相對而鎮座共守無窮之道一神々相續而十七代而後至人代稱三宮向臣とあるにて明らけし實に舊記の如く此社の東に向きて本宮の御内殿の西向なるに相對へるは祭主として仕へられし天穗日命の今も御前に侍らひて幽冥の神事に任奉り給ふ神理にかまひていといと尊く奇しき事なり抑天穗日命は天照大御神と須佐之男尊と御誓ひの時を生坐せる男御子五柱の第一は天皇の御祖神天忍穗耳尊にて第二は此神と天神の勅以て皇御孫尊を天下の君たらしめむとして先最初に天下の形勢をみさしめ給ふ御使を撰び給ふ時に諸神は皆天穗日命は神傑あり是道をへしとの申立ちりければやがて天神の勅を蒙りて天翔り國翔り天下を見廻りて大神の御心をもとり給ひ天に遷り昇りて委曲に事狀を奏し給ひまで儀り給はく巳命の御子の夷鳥命に建御雷神を副へて天降し皇御孫尊の爲に安國と平らけく知しめしむと申て二神を天降し給ひしかが大神は遂に天下を譲り給ひ國神は皆服ひたりしを天神の御心に適ふのみならず大神も甚く寵愛し給ふに因て其御心に適ふ神をもて祭祀の主

とらしむる時は大神の御爲にも皇御孫尊の御爲にもよかるべしとて天神の遠く深く慮りて祭主には定め給へるあり宮向宿禰命は天穗日尊より十七代の裔にて此神の時開始て出雲姓を給へりといへり

問神魂伊能知奴志神社は如何

答命主社ともいひて神皇產靈神の鎮座にて此神は造化三神と稱へ奉る中の一柱にて天地萬物の生出る造化の作用を掌り給へる神あれば世にあらゆる物は此神の產靈の德に洩る事なし倍大神の八十神の災に遇ひ給ひし時に咄貝比賣給貝比賣二神の施術に因て美男とありましも素より此大神の產靈の德を二神に幸へまして天降し遣はして療めしめ給へるなれば命主社と稱へ奉れるなり

問阿須伎神社は如何

答阿遲須伎高比古根神を祭りて此神は事代主神と同神にて大神第一の御子なまると御名の須伎は鈕にて御父大神の五百津鈕の神鈕を取り給ひて開墾修理の事を勤め給しを此神も其方を勞きましましを以て須鈕としも御名に負せるなるべしされは國土

經營に勞きまゝを以て御名に負はせるは御父大神の御事を五百津組の神組と
らして天下造らし大己貴命とも稱へ奉れば其御功業を輔け給へる此神の御名に
組といへるは然あるへき理にて丹波國鐵山神社に大國主大神と大山咋神の
事を此神等自取組鐵以成此功焉依之崇奉而號鐵山大神也とあるは
明證といふべしさて此神を大山咋神とも別雷神ともいふに同社記に見わたる如く
山を割きて川を通し水土を分ちて田をさし玉ひし御功業に因る事あるをしるべし然
れば山城國愛宕郡加茂別雷神社は此神なる由元曆奏上記出雲大社小縁起其
他の書に見わたる中に出雲大社小縁起に山城國加茂大明神者當社第一王子阿式大
明神是也とあるにて著明あるが上に加茂御祖神社は大己貴命玉依姬命なる由
二十二社註式を始め諸書に見わたればうたがう所なく加茂別雷神社は此神の
鎮座あるを知るべし大山咋神といふも即河神にて山城國松尾神社に鎮座ある
事は元曆奏上記和漢三才圖會などの諸書に見わたれば松尾大山咋神は大己貴命の御
子とあるにて明らかかりまた一言主神とも申せば御名の如く決斷の速なる神性に

ましまして天神の御使に國讓の諸否を問ひ給ふ時に大神は自己の御心にのみ決し給
ひては悪かりあむと慮て此神に問はしめ給へるに速く天神の勅に應じて天下
を避給へと勅め給へるまゝに御父大神は素より然思はしつる事なれば實に諸ありと
て其旨を御使に對へ給へ且此神を神の御尾前とて國神の取締とあし給へば天神の
勅に違ふ神は一柱もあざるも此神の威徳の勝れ給ひしを知るべし然れば大神
の御子百八十一神と申すが中にも珍子十五柱を諸國に頒ち遣して百姓に恩
顧を蒙らしめ給ふ事のあるは此神の其珍子の最首あるはいふも更ありさる故に攝
社中にも社殿宏造ある方にて拜殿門神社荒垣鳥居などありて延喜式神名帳には
阿須伎神社同社庭某社といふが數多あるも謂あることあるべし
問出雲井神社は如何
答出雲路社ともいひて祭神は岐神なり此神は大神の國讓の時に吾に代て奉
るべしとて天神の御使にすゝめ給ひし故に御使の神は此岐神を郷導とて天下を
巡回し給ひて共に鎮撫に力を盡し給へる神なり

問大穴持御子玉江神社は如何

答乙見社ともいひて下照姫神を祭る又名を稚國玉神といふは父大神の大國魂神といふに對へたる御名なるは女神ながらも國土經營に力を盡して大神を輔けまして功績を立たせへるあるべし然ればおのづから御威勢もありし故に天若日子の此國を得むと欲ふ心から此神を娶りしならむと世に論へる説もあるは然る事あるべしさて玉江といふは昔菱根池とて湖の如く大なる池ありて其江を玉江といひしによるべし此池は千家に傳ふる古繪圖には明からに書たるを今は埋れて皆田となりて入南江田八島菱根池を新田五箇村といひて其他の入江の南ある地を入南といひ玉江の田とあるより江田といひ八島菱根の名も皆池によしあり昔は此社入南村にありし趣にて尋光國造の舊記寛文五年九月二十二日の條に抑乙見社根本者自是東在砂濱其所干今號乙見然三十年以前實永十三年大社御社内引之建立也辨其記寛永十三年十月八日同社於大社瑞垣之東邊有二建立同十一月十九日伴社成就とある砂濱は入南村をいへるにて今も同村にて乙見社といふのであるは遷されたる

跡に祭れるあるべしさて今の地に移されしはかの砂濱より大社の境内に引かれたる後ある事舊記の文にて明らかあり

問上宮は如何

答須佐之男尊を始諸神を祭る此諸神は神名帳にみわたる阿受根社同社とあるに鎮座ありしを昔此宮に合祭せられし由いひ傳へたり須佐之男命の神徳は素戔社ににいふが如し

問因佐神社は如何

答祭神は建御雷神にて此神の天神の御使として大神の御許に参り給ひし時稻佐濱にて問答し給へる縁由より鎮座せるあるべし此所をイナサと名づくるは大神の國讓の踏否を問給ひし故にて大神の御子建御名方命と力競し給ひしも此邊にて建御名方命の手末に繋げ給ひし千引石は稻佐浦の沖にある礫石ありといへり

問凌社は如何

答梯八玉神の鎮座にて此神は水戸神の孫とありて天神の勅もて大神に御饗を奉

り給ふ時に鶴にちよとて海底に入て爐を昨出に八十妻を作り海布の柄にて燧白を作り
海草の柄にて燧杵を作り火を鑽り出て祝言して天の眞名昨とて御璽を奉れる神なり

問大穴持御子神社は如何

答三歲社ともいひて祭神は事代主神なり高比賣命御年神をも合祭す本は今の地よ
り遙に奥深き谷にありしを其は千家所有の山林と鷺浦の山境近き所に三歲谷といふ
名のあるは此社の鎮座ありし故に其名の残れるありさて事代主神の御徳は阿式神
社の條にいふが如く高比賣命は大神の御子にて此二神は大穴持御子神社とあるに
適へるを三歲社といふは御年神を合祭せしよりおこれる名なるを知るへし御年神は
大年神の御子にて穀物の事と靈徳を幸へ給ふ神なり

問大穴持伊那西波岐神社は如何

答鷺社ともいひて祭神は稻耜脛命なり台殿に八千矛神と白鬼神とを祭る此神
は天穗日命の御子天夷鳥命にて又の名を武日照命建比良鳥命天能大人武三熊
命武三熊之大人天背飲三熊大人阿太賀都建御熊命出雲伊波比神伊弉志都幣命など稱

へいふちよとて父命の天神の勅を奉じて天下を見廻りて復命し給ひし時に事議り給ふ
まくに建御雷神と共に天降し遣はされて大神を和め鎮め荒ふる神を撲ひ平らけまし
つれば父子の神の忠誠は天地に貫きて寶祚の無窮と共に盡る事なき御功績を立給へ
るを大神の御心にも甚く適ひたれば天神は天穗日命を祭主と定め給ひしを受つきて
仕奉り給へり然れば天夷鳥命又天日照命建比良鳥命阿太賀都建熊三命と
いふは國平の御功績を稱へたる名にて稻耜脛とは大神の仰によつて事代主命の三
穗崎に漁し給へるに使用して國讒の詰否を問給へる故に負ひまして脛は丁をヨホロ
といふ如く使者に立たまへる故の名なるべし又天能大人天背飯三熊大人といふは天
照大御神の御使とて保食神の御許にもりして稻種を始種々の穀實を取持て奉り給
るに因て負せる名にて稻の事をカケクマ又クマンネとごいふにても天熊といふ名の
稻に縁あるは著く伊弉志都幣命の伊弉は飯の義なるをも思ふべし常國飯石郡は
この神の鎮座するに因りて飯石と名つくる由出雲風土記に見わて即詔和村の飯石
神社に鎮り坐せるも此神なり出雲伊波比神とは大國主大神を齋ひまつる職にたり給

へるよと稱へたるなるべしさて此社は攝社中にて特に宏造にて拜殿神饌所四神
社荒垣鳥居等あり

問十九社は如何

答此二字は天神國神の遙拜所にて諸神の本宮に参り集ひませる時にこゝに鎮ま
るまますといひ傳へたりこの故に本社神在祭十月十五日を以て祭日となれり

問釜社は如何

答宇迦之魂神を祭りて一宮ともいふ天文九年正月廿日尼子誠久の釜鳴動せしに因
て一宮に祭るべき由を請ひし故に其釜を納めたるを以て釜社とはいへるあてさて
此神の御名は食物を奉り給ふに因る事にて宇迦は則ち食の義あり保食神ともいひ
豊宇氣毘賣神ともいひて伊勢の外宮また山城の伏見にまほ稻荷神社も此神あり

問門神社は如何

答東は宇治神西は久多美神を祭り此二神は御門を守護し給ふ神あり

問下宮は如何

答天照大御神を祭る大御神に日界の主宰にて天皇の御祖先あり此は伊那那伎伊那
邪美命の天下の主を生まむとて産給へる珍子三柱の中にも殊に勝れたる靈徳を具へ
まして御父大神も數多の子はあれども如此奇異あるはなしと甚く喜びまして天に昇
らしめて日界の主宰となし給へるを以て勝れたる御神徳は著きを猶近く日光の天
地の間に照徹るを見ても主宰の神徳の廣大にして之に漏るゝ時は生存しかたき由は
陰地の草木の上にてても準らへ知るべし

問大蔵社は如何

答大蔵神の鎮座にて此神は須佐之男尊の御子あるが穀物の上に功德ある神にまほ
り歳は田寄にて穀を田より寄すといふ意を以ていひ又年は疾にて月日の疾く過行
よといふとも申せど其はとまれかくまれ此神は田圃耕作の事に功あるよしは神典に
明らかなれば其心もて敬ひまつるべし

問殿社は如何

答殿戸神と申して瀬織津比賣神速秋津比賣神氣吹戸主神速佐須良比賣神の四柱を祭

此四柱神は罪穢を祓清むる事を奉り給へるを罪穢はかり恐しきものさくて身軀
を不潔にすれば病苦を生ぜる如く心身の罪穢に陥れば禍災たる事を心得て祓は不
浄を清浄に轉し災害を幸福となすの神法されば此を信して此神等の力を頼む時は顯
幽冥の二世共に心身の安寧をうくと知るべしいつれの人にも過はさざり罪は作
らざり心掛けても通れがたく犯し易きは罪穢にて衣服の汚れやすきが如く庭草の生
じ易きが如きものなるをまして自己ら心にも知らず知らず過ち犯し居るもあるべ
れ日々夜々に己の心を顧み己の行を戒めて祓給ひ清め給へたまをして四神の
靈徳を仰ぐべし然る時は四神のみならず天神國神も其清心を感じ給ひて幸
福を受くる事は鏡の塵を拂ひて物の影を移すと同じき理を能く思ひ辨ふべしさて
此社は千家の古繪圖には中島居の東の田中にあるは今の地は後に移されたるあり
問是より御寶物の事を御尋に及ぶべし第一に貴重なるは何なるや
答御内殿に納めたる神劍は格別なる貴重の御寶物にて本同様の形にて二振ありしを
元弘三年三月十七日後醍醐天皇の伯耆國船上山に御駐蹕の時に繪旨を下された

るに因て一振を奉りて寶劍代に用ひ給ひしを今禁中に傳へさせ給へるは本宮に
あると同様の模形なりと聞ゆるは元弘三年に奉られし神劍なるべしと寶劍考證に
とへたて此時の繪旨は王道御再興の御祈願のと共に千家に傳へたり其他琵琶永雲夢
想は木葉などは普く人の知る所あり
問御琵琶の緒由を教へ給へ
答此器は槽は紫藤腹板は越路項は花栢延頭は黃揚轉手は紫藤を以て造れりといひ傳
へて銘を谷風といふ又槽材によりて紫藤の琵琶ともいひ揆面の圖によりて龍虎の琵琶
ともいへりさて此器の腹板は鹽路あるに胡琴數録に師説云立上波紫極乃飛多甲
腹波鹽地平三枚繼也孝道云五枚繼也とあるにて立上同物ある目に知られたるを立上
は禁秘御抄に書かせ給へる如く累代の寶物として鄭重にあし給へるを思ふにも此器
の珍寶ある事とも知るべきあり文政十一年二月光格天皇敕覽あるべし旨勅あり
て同十一月上官島彈正佐草尙書守護して上京し翌十二年正月十六日敕覽ありて遂
に禁中に留め給ひしを同十三年即天保元年九月殊勝の古物觀感尤深旨を達せり

れ更に御修覆を加へられ新に錦囊を製造あつて黄金廿兩を削へて返納し給ひし
事ありき

問永雲夢想の木葉は如何

答此は狩野法橋永雲といふ畫工の靈夢を蒙りて授かりし木葉あるが靈夢の次第は永
雲は出雲の國守松平綱近の臣にて天質鼻柱至て低し畫轡には勝れたれども年老ぬる
に従ひて眼鏡かけ難く齒のぐに甚勞多て左手に眼鏡を繋りつゝ有しを時は延寶四
年九月國守に従ひて大社に參詣す平常信仰の志厚けれども唯國守の壽命子孫の安
康をのみ祈りて其身の爲には聊も願をいはされども人跡の美醜は鼻の高低に關す
れば鼻は形の本ともいふべきに永雲鼻の形薄く生れしは人品の本意なき事と思ひつ
慈母の胎内にて神の加護あつてかゝる身と生れぬるを今更に祈るべき道なしと
心に深く思ひ恐れぬ愛に肚籠の折畏こくも神夢ありて小蛇木葉を牙の如く口に含み
首をあげ尾を動かして來て云はく大神汝が誠を感じ今我をして汝が鼻の隆準あるを願
はば此葉をもてしばしば摩でよと教へさせ給へりといふまゝ夢さめければ奇異の思

ひをちして枕邊をみれば二枚の木葉ありいと不思議に思ひつゝ試に此葉をもて
鼻を摩つゝ又た思ふにかゝる奇異の事を廣く語らば世人妄誕とすべし輕々しく語る
べからずと自から戒めて有しに又夢に告ありて汝或は信じ或は疑ある故に速に
其應をし只管ら誠を盡きて鼻を摩でよといひて覺たり神慮深く恵をたれ給ふ事を喜
び頻に他念なく葉をもて摩しかば鼻梁いつと高くおこり眼鏡も又おのづから掛
やすくされるを猶つゝもて人には語らざりき然るに一日國守の前に出たるに永雲
が鼻の高くされるの如きはいかにと左右に問はれば人々皆然りといふことゝに於
て始めて神夢を語らば木葉を披露せしに其葉の形柅に似て柅にあらす永雲畫工ある故
に草木を普く知るといへども何の葉たる事を詳にせず國守始人々其靈徳を感せら
れしが永雲自からかの靈蛇を摸し神夢の始終を儒士黒澤弘忠にしるさしめ神賜の木
葉といふに神殿に納めたるにても神徳の微細を遺し給はざるを見るべし

問御寶物は拜見を許さるゝ事ありや
答願に依ては許すといひども毎年三月一日の大祭四月九月の教會祭十五日より十七

日までの三日の間は、效會講社の信者は、縦覽を許す事なり前にいふ外にて一二を擧ぐれば、書畫は、靈元天皇の御震筆を始、徳川將軍家綱の畫、同家宣の歌帳、土佐光起の三十六歌仙額等あり、刀劍は、豊臣秀吉の佩刀、銘は、光忠鳥丸、太刀銘は、友成、其他國光等の作あり、甲冑は、足利義政其外の寄附あり、又吉川駿河守廣家の征韓の時、王城より持歸る所の白玉笛、板倉周防守勝澄の寄附、青鷲羽矢等を、始其他は、枚舉に遑あらざるなり

問十月に諸神の集會ありといふは如何

答大神は大地官として幽冥の大主宰され、大地に祭るは天神國神の別なく一切悉管轄し給ふ所あり、この故に幽冥の神政上につきては、諸國分掌の諸神時々参り給ひて親裁を請給ふ事あるべきは、地方官の大政府に願伺をさすが如き理なり、然れば諸神の大社に参り給ふは、唯十月に限るにあらざれども、毎年十月には、普く諸國より参り給ふ故に、誤りて此月のみ参り給ふと思ふ者あり、かくて集り給へては、諸神の受持する國々所々の幽政の趣を奏上し、特に氏子の靈魂の事を取扱ひ給ふ事

べし

問天穗日命の裔にて世々祭祀を主とり給ひて、今に至るまで、血統の連綿たる事は世の稀なる所にて、尊むべき事あるが願はくば、世代中にて其規模たる事を承りたし

答天穗日命は天照大御神の第二の御子にて、神傑と稱せられ、まじしほどの神なる故に、大い功蹟を立て、遂に大國主大神の祭主とされり、この時熊野櫛御氣野命より、燈白燈杆を授りて、神火を食して、常に潔敬を盡にす、是國造職とあるには、神火相續する事の縁山なり、さる故に、神火相續の神式は、櫛御食野命の鎮座を、意宇郡熊野神社にて行ふ事ありしを、中世已來、同郡神魂神社にて、其式を行へども、その翌年は、熊野神社に参向して、神式を行ふ例規なり、源頼朝の文書に、該社を日本火出初神社とあるも、この間によれるなり、さて其御子天夷鳥命も、父神と共に功蹟を立給ひ、やがて祭主の職を受つがれしより、世々に傳ひて、八十代の久しきに、至るまで、連綿として仕へぬるあり、然れば、大社の祭祀のみならず、出雲の國內の神事を、奉りし事は、日本紀纂疏に、天穗日命者、是出雲臣之上祖、主國内諸神之祭者、自神代、權輿也、とみる舊記にも、出雲國

造者祭天神地祇之神職也雲州諸社之祠官等者國造祭事之代官也とあるが如くにて
此外遠國にも神事を奉りし神社ありつるありさてかく祭主とありては神事のみさ
らず國內の諸事をも兼治められしが國造といふ稱の初めてみわたるは國造本記に出
雲國造瑞籬朝以天穗日命十一世孫宇迦部久怒定賜國造とありて瑞籬朝とは崇
神天皇の御代にて此天皇の六十年に事故ありて大神の祭祀を懈怠せしを勅して祭
らしめ給ふ由日本紀に記せられたるは國造本記に宇迦部久怒を國造に定め給ふとありと
同時あるべしかくて康永二年に兩家と立別れて兄孝宗は國造千家と稱し弟貞孝は國
造北島といひて是兩國造の起元なり此後は大社の祭事を分掌して正月は千家の持月
二月は北島の持月と月を分ちて其神事に仕へしを明治二年三月二日千家尊澄北島全
孝共に從五位下に叙せられ同月四日には從四位下に推叙ありて天顔を拜し和銅二
卷つゝを賜へり同年四月神祇官更に兩國造に命じて大社の祭事を主とらしめ千家を
して當職中上坐たるべき旨を令せらる然るに同四年四月神社御改正にて位記返上す
べき旨を達せられしが同年十二月華族に列せられて更に從五位に叙せらる翌五年正

月には兩國造の職務を免され余をして大宮司に任せられたり是神代巴來祭事を主
れる上の變遷ある概略あり抑國造は國々にありつれども朝廷の任式の嚴重あるは
出雲と紀伊の國造に限る事にて其中にも特に出雲國造の重く扱はれし事は貞觀儀式
に詳ある式を載られたるにて明らけきを加之神賀詞奏上といふ事ありて此は天
皇の御世始まれば格別の吉事ありし時に行はれし儀式にて其趣意は天神の勅もて
天穗日命を祭主と定め給ひしより起りて寶祚の永昌を祝するはいふも更に今も御位
に即かせ給ふは大國主大神の天下を譲り給ひし故事に因て御讓の吉詞を奉らせ給
ふされば以人の説に神賀詞とは神依詞にて大神の天下を譲りたまへるに因りとい
へりされば此奏事は天穗日命より次々に仕へ奉りけむを誓に見わたる始は元正天
皇の靈龜二年二月國造果安の奏せられしにて其後は廣島弟山益方國上國成人長旅人
豐持等の仕へられて其式の延喜式に載せられたれば其頃までは行はれしあるべきを
かゝる重き儀式の廢れぬるはいと歎かはしき事にて復古あらまほしく思ふなり又名
高く人の知れる野見宿禰は天穗日命の裔孫にて我家より出たる人あるが世人は垂仁

天皇七年に當麻の勝速といふ大力ある者と力競べして勝たれつる勇力をのみ稱讃して此宿禰の大功のある所を知らざる者多し其次第は勝速に勝たれし勇力を垂仁天皇には甚く賞し給ひて領地をも賜ひて都に留先て侍臣の列に加へたまひしを當時の風俗に天皇后妃皇族の御葬には殉死とて近臣を生ながら鑛穴内に埋めらるゝ事なりしを三十二年皇后日葉酢媛命の葬給ひし時天皇の仰せに殉死の道は不可なるを知れば今度の葬はいかにしてかよけむと群臣に問はせ給へば野見宿禰は建議して云はく生人を埋むるは不可なり後世に傳ふべからば今便事を議して奏せむとて出雲國より土部百人を喚上せて墳を以て人馬種々の物の形を造りて獻じて自今以後是土物をもて生人に易へて陵墓を樹て後世の法とせむと奏せられしに天皇大に喜び給ひて汝の議する所朕心に合へりとて遂に命を下して今より後この土物を用ゐて人をあ傷りぞと定め給へりかくて厚く野見宿禰の功を賞めて土部職に任じ領地を賜ひ本姓出雲を改めて土師臣とさし給へり此謂に因て土部連は天皇に葬儀を主どりし事日本紀にみわたり然れば野見宿禰の議より幾多の人を傷ふ事を止められし善功

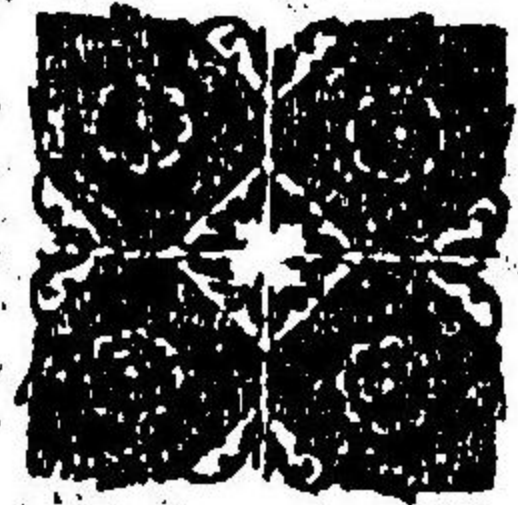
は後世に永く傳へて仰ぐべき事あるを積善の家には餘慶ありといふ如く果して此裔孫は菅原秋篠大江の諸氏と彌榮に榮々天滿宮と崇敬する道真公も此裔ある事を知るべし猶委しくは千家系譜風調館問答をみて明らかとあり

問御靈驗を蒙りし話を一一御示しを願ひたし

答天下經營の御功德ありて幽冥の大主宰となま故に生前死後の別なく其靈徳を蒙らざる事なしされど目前の小事は見易く永遠の大事は知り難きは人の常なれば近きより遠きに及ぶが如く小をあげて大を悟らしむるも緊要の事なりざる故に御功德の大あるは前條に略申し述べたるを御靈驗を蒙りし事は神恩記を見て知るべしされど神恩記にせる所大神の大神たる所の御靈驗ありと一途に聞きては實に小さき事されば思ひ願はざる様に見るべきあり

別 修

鑑社は明治十九年千家の南の門前なる本院建築地内に
移轉して從來の建物より一層美麗を加へたり
大祭は明治十九年より五月十四日に改められたり



出雲大社に鎮座す大國主大神は天下を經營し給ひ幽冥の大主宰とな
せ給へば此大地に生とし生ける者はいづれか恩徳を蒙らざるべき
然れば其恩徳に報い奉るべきは人の緊要なる務なると徒に思ひすぐ
るもあるをこゝに教會の信者の神徳のゆるよしを問まをす折々に我
千家大教正の答給ひし事を佐々木吉川の二氏傍に聞きつゝ記されつ
るが如此一冊となすにければ同くは世に公にして廣く隣社に頌ち
さは諸友の望にも適ふべしと相議りてものしつるになむされど此は
其概略を示し給へるが上に猶聞きもらし記し落しつるも多かりぬべ
ければ此をもて大神の神徳を盡せりと思ひそ唯廣大なる恩徳の一
端をしるべき裨益となすべくこそ

明治十二年九月

權少講義 島多豆夫

258

901

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 卅一年三月五日出版
 卅一年三月七日印刷
 卅一年三月八日刷發出版
 卅八年一月廿一日再版出版
 卅八年九月十五日三版發行
 四十年十月廿八日訂正御屆
 四十一年十一月五日發行

編集人 東京府士族 佐々木 幸見

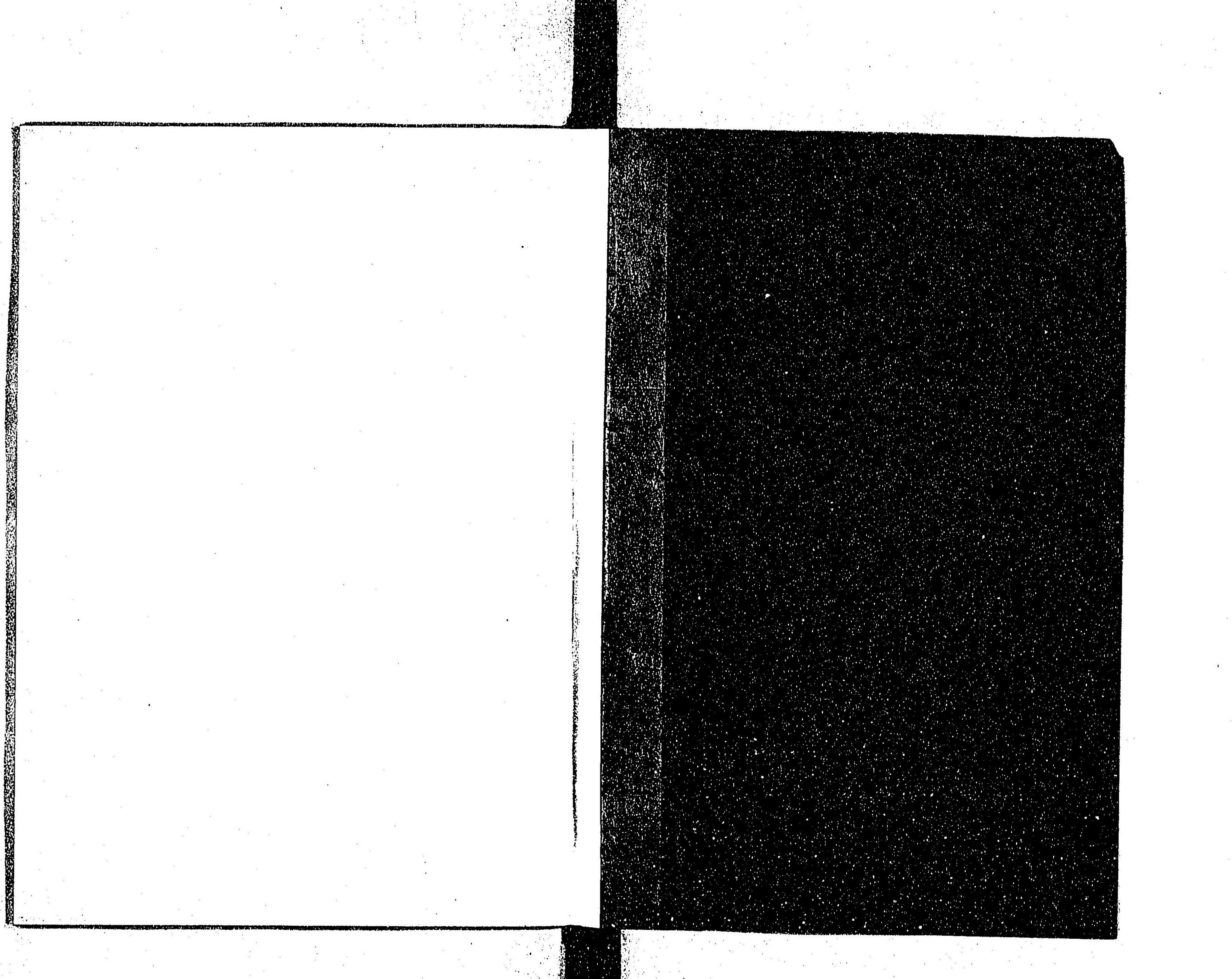
東京市麻布區材木町四十八番地

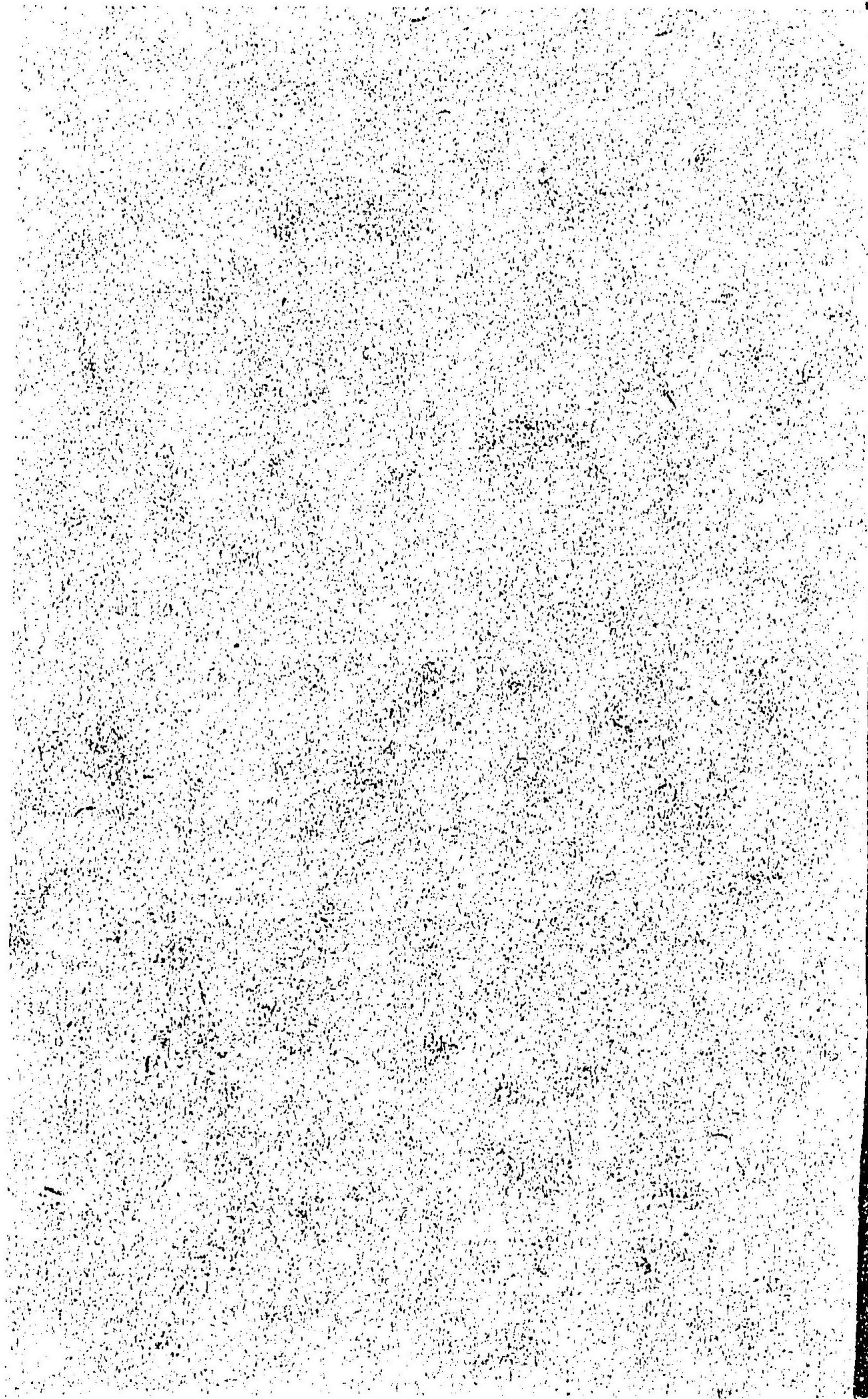
編集人 島根縣平民 吉川 健五郎

山縣國蘇州郡杵築町大字杵築東四百九十七番地

印刷所 殿町印刷所

島根縣松江市殿町八十四番地







特51

334

出雲問答

国立国会図書館

013825-000-6

特51-334

出雲問答(刪修)

吉川 健五郎

佐々木 幸見 / 編

M41

ABB-0034



